墨田区国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)概要

改正内容

1 特別区国民健康保険の基準保険料率の改定等

保険料率の改定(第15条の4、第15条の8、第15条の12、第15条の16、第 16条の4関係)

医療分保険料(基礎賦課額)

ア 保険料率

- ・所得割 旧ただし書き所得の7.13 / 100 旧ただし書き所得の7.16 / 100 (旧ただし書き所得 = 賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除 後の総所得金額等)
- ・均等割 被保険者1人につき 38,800円 42,100円(+3,300円)
- イ 賦課割合

所得割:均等割 56:44(変更なし)

ウ 賦課限度額 630,000円 650,000円 (+20,000円)

後期高齡者支援金等分保険料(後期高齡者支援金等賦課額)

ア 保険料率

- ・所得割 旧ただし書き所得の2.41/100 旧ただし書き所得の2.28/100
- ・均等割 被保険者1人につき 13,200円(変更なし)
- イ 賦課割合

所得割:均等割 56:44(変更なし)

ウ 賦課限度額 190,000円 200,000円 (+10,000円)

介護分保険料(介護納付金賦課額)

ア 保険料率

・所得割 旧ただし書き所得の2.22 / 100 旧ただし書き所得の2.14 / 100

・均等割 被保険者1人につき 17,000円 16,600円(400円)

イ 賦課割合

所得割:均等割 56:44(変更なし)

ウ 賦課限度額 170,000円(変更なし)

保険料減額基準の改定(第19条の2関係)

医療分 ア 7割減額 被保険者1人につき 27,160円 29,470円 (+2,310円) イ 5割減額 被保険者1人につき 19,400円 21,050円 (+1,650円) ウ 2割減額 被保険者1人につき 7,760円 8,420円 (+660円) 後期高齢者支援金等分 ア 7割減額 被保険者1人につき 9,240円 (変更なし) イ 5割減額 被保険者1人につき 6,600円 (変更なし) ウ 2割減額 被保険者1人につき 2,640円 (変更なし) 介護分 ア 7割減額 11,620円 (280円) 被保険者1人につき 11,900円 イ 5割減額 被保険者1人につき 8,500円 8,300円 (200円) ウ 2割減額 被保険者1人につき 3,400円 3,320円 (80円)

2 未就学児の均等割保険料減額に係る規定の新設(第14条の3、第15条の8、第15条 の9、第15条の16、第19条、第19条の4(新設)関係)

国民健康保険法及び同法施行令が一部改正され未就学児の均等割保険料の減額措置が導入されることに伴い、所要の改正を行う。

概要

未就学児の均等割保険料を5割減額(保険料を減額(7割、5割、2割)する世帯の未 就学児の均等割保険料については、当該減額した金額に対して5割減額)する。

減額する金額

	医療分	後期高齢者支援金等分
(参考) 減額前均等割保険料	42,100円	13,200円
7 割減額世帯 未就学児に係る減額	6,315円	1,980円
5 割減額世帯 未就学児に係る減額	10,525円	3,300円
2 割減額世帯 未就学児に係る減額	16,840円	5,280円
その他世帯 未就学児に係る減額	21,050円	6,600円

3 その他所要の改正(第12条、第14条の3関係)

民法の一部が改正され、令和4年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられることを 踏まえ、結核医療給付金に関する被保険者区分の年齢を同様に引き下げるほか、国民健康保 険法の一部改正により引用条文に移動が生じることに伴い、所要の規定整備を行う。

4 施行日等

令和4年4月1日から施行する。なお、保険料率に関する規定は令和4年度以後の年度分から、結核医療給付金に関する規定は施行日以後の申請に係る支給から適用する。